

(仮称) 諏訪湖スマートインターチェンジ地区協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「(仮称) 諏訪湖スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「地区協議会」と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、(仮称) 諏訪湖スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該スマートインターチェンジ供用後も継続して社会便益、安全性、利用交通量、管理・運営形態等について、定期的にフォローアップすることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 地区協議会は、前項の目的を達成するために次の事項について検討及び調整を行う。

- (1) 当該スマートインターチェンジの社会便益
- (2) 当該スマートインターチェンジ及び周辺道路の安全性
- (3) 当該スマートインターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化
- (4) 当該スマートインターチェンジの構造及び整備方法
- (5) 当該スマートインターチェンジの管理・運営方法
- (6) 当該スマートインターチェンジの広域的検討結果の反映
- (7) 当該スマートインターチェンジの名称案の検討
- (8) その他当該スマートインターチェンジの設置・管理・運営上で必要な事項

(構成)

第4条 地区協議会は、別紙第1に掲げる者により構成する。

(会長等)

第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、岡谷市長をもって充てる。
- 3 副会長は、諏訪市長をもって充てる。
- 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地区協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認める場合は、会員以外の者の出席及び意見をもとめることができる。

(幹事会)

第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会の幹事長は、岡谷市都市計画課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事長が必要と認める場合は、別表2に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 地区協議会及び幹事会の事務局は、岡谷市建設水道部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、必要に応じて、別途協議のうえ定めるものとする。

(附則)

- 1 この規約は、令和元年8月20日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（仮称）諏訪湖スマートインターチェンジ地区協議会 名簿

所 属	役 職 等
岡谷市	岡谷市長
諏訪市	諏訪市長
国土交通省 関東地方整備局	道路部 道路計画第二課長
国土交通省 関東地方整備局	長野国道事務所長
長野県	建設部 道路建設課長
長野県	諏訪建設事務所長
長野県	警察本部 交通部 高速道路交通警察隊長
長野県	諏訪警察署長
長野県	岡谷警察署長
中日本高速道路株式会社 八王子支社	総務企画部 企画調整課 担当課長
中日本高速道路株式会社 八王子支社	松本保全・サービスセンター所長

別表第2（第7条関係）

（仮称）諏訪湖スマートインターチェンジ地区協議会幹事会 名簿

所 属	役 職 等
岡谷市	建設水道部 都市計画課長
諏訪市	建設部 建設課長
国土交通省 関東地方整備局	道路部 道路計画第二課 課長補佐
国土交通省 関東地方整備局	長野国道事務所 計画課長
長野県	建設部 道路建設課 企画幹
長野県	諏訪建設事務所 整備課長
長野県	警察本部 交通部 高速道路交通警察隊長補佐
長野県	警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐
長野県	諏訪警察署 交通係長
長野県	岡谷警察署 巡査部長
中日本高速道路株式会社 八王子支社	総務企画部 企画調整課 課長代理
中日本高速道路株式会社 八王子支社	松本保全・サービスセンター 工務担当課長